

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅書註) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タジキスタン	ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,992,000千円 H32.9.30まで	H28.3.3 ドゥシャンベで (同日)	日本側 鎌田崇志在任大使 タジキスタン側 シロジク デイン・アヌロフ外務大臣	H28.6.24 220号
タジキスタン	人材育成奨学計画(三年型)のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画(三年型)を実施するために必要な役務の購入	93,000千円 H33.12.31まで	H28.6.29 ドゥシャンベで (同日)	日本側 鎌田崇志在任大使 タジキスタン側 シロジク デイン・アヌロフ外務大臣	H28.7.11 282号
タジキスタン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	170,000千円 H34.12.31まで	H28.7.26 ドゥシャンベで (同日)	日本側 北岡元在任大使 タジキスタン側 シロジク デイン・アヌロフ外務大臣	H28.8.4 317号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。